明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委六）　一
〔官庁報告〕
国家試験
第四十二回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　三
〔公　告〕
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人原子力安全基盤機構平成二十一年度財務諸表、独立行政法人海技教育機構の平成二十一事業年度財務諸表、企業年金連合会平成二十一事業年度決算等関係　六七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六
会社決算公告　二八

規　則

○国家公安委員会規則第六号

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十六条の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月五日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。

一　当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。

二　当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一であるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

第一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第一号の規定により第二項第二号に掲げる書面の添付を省略する場合には、当該申請に係る申請書に当該旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載しなければならない。

第二条第二項中「及び同項第二号又は」を「並びに同項第二号及び」に改め、同項第一号中「この項本文」を「この項各号列記以外の部分」に改め、同条第三項中「前条第三項の」を「前条第三項及び第四項の」に、「平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び」を「平成十四年法律第百五十一号。」に改め、「「第二条第二項の」と、」の下に「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、」を加え、「当該申請」を削り、「記載して、前項第二号に掲げる書面の添付」を「記載」に改め、「入力して、第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の」及び「、「書面の提出」とあるのは「書面に記載すべき事項の入力」と」を削る。

第三条第二項中「及び第三項本文」を「から第四項まで（第三項ただし書を除く。）」に、「同条第三項」を「同条第三項第一号」に、「保有者である」を「ある」に、「保有者であり」を「あり」に、「保管場所とされている」を「いる」に、「保管場所とされており」を「おり」に、「表示されている」とあるのは「表示されており」を「同条第四項中「いる」とあるのは「おり」に改める。

第五条第二項中「当該申請」を削り、「及び同項第二号又は」を「並びに同項第二号及び」に、「に記載すべき事項」と」を「と」に、「第五条第一項」を「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項」に、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第五条第二項」を「同条第二項」に改め、「読み替えて準用する」の下に「施行規則」を加える。